

はじめに (p1)

- 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の公布
- 福島県環境基本計画の見直し



行動計画の策定

県方針を見直し、新法の理念を盛り込み、現状に見合った形へ



福島を想う全ての人の力でつくろう～安心して暮らせて、自然と共生する“新生ふくしま”～に向けた環境教育等の推進に取り組む

1 福島県の環境教育等を取り巻く動向 (p2)

持続可能な社会の実現と県土の環境回復を推進していくためには、
県民、事業者、行政など全ての主体において
環境保全・回復活動に取り組むことが重要であり、
そうした行動を広げるために環境教育等を推進することが必要。
→本県では、「福島県環境教育等行動計画」を策定し、環境教育等の推進に取り組む。

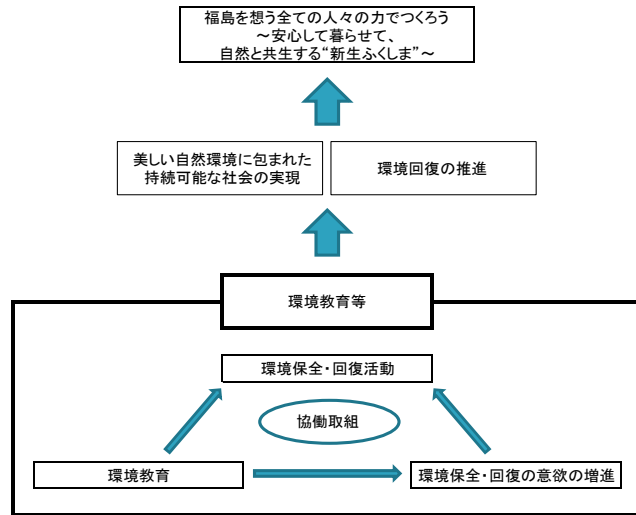
(1) 福島県における取組 (p2)

ア 条例・計画に基づいた取組の推進

独自の条例や計画に基づいた環境教育等の取組を推進

イ 総合的な環境拠点の整備～福島県環境創造センター(仮称)～
福島県環境創造センター(仮称)を整備

2 環境教育等の推進に当たっての考え方 (p8)



(1) 取組主体間における適切な役割分担 (p9)

- ア 家庭の役割
- イ 学校の役割
- ウ 地域・民間団体の役割
- エ 事業者の役割
- オ 行政の役割

(2) 参加と協働 (p11)

知識の普及や実践活動の支援により自主的な参加と協働を促進
各主体の幅広い参加と協力が得られるよう交流、情報発信を進め、協働による活動を促進

(3) 取組の継続性 (p11)

人材確保や育成、交流などを通じ、県民、民間団体及び事業者の継続的・発展的な取組を支援

3 環境教育等を推進するための施策 (p12)

環境教育等に取り組むそれぞれの主体において、適切な役割分担の下、効果的な活動が行われるよう取組を実施
放射線に関する教育に取り組むとともに、放射線の情報提供等を実施し、活動しやすい環境づくりを支援

連携・協働した取組

(1) 家庭における環境教育等 (p12)

環境情報の提供などにより、幼児から高齢者まで全ての人の環境への関心を高める
正しい放射線の情報提供により、活動しやすい環境を整える

(2) 学校における環境教育等 (p12)

児童生徒が環境について総合的に学び、環境保全・回復に向けて実践する力を養う
放射線に関する教育に取り組むことで、子どもたちが自ら考え、判断し、行動する力を育成する
児童生徒を直接指導する教員の資質向上を図る

(3) 地域における環境教育等 (p14)

地域における環境活動を支援する
正しい放射線の情報提供により、本県の自然をいかした活動を支援する

(4) 職場における環境教育等 (p15)

従業員に対する環境教育や事業者が行う環境保全活動を支援する

(5) 各主体間の連携・協働取組 (p15)

各主体が幅広く参画し、相互に協力して連携した活動を行うことによって、環境教育等の効果を高める
ふくしま環境活動支援ネットワークの活動により、多様な主体の連携による協働の輪の拡大を支援する
様々な主体の連携の下に、各種環境教育プログラムとそのための資料の提供に努める
環境保全・回復活動や環境教育の取組を連携して促進していくため、情報を分かりやすい形で入手できるよう工夫する

(6) 環境学習施設の活用 (p16)

県内の環境学習施設が活動の場としていかされるよう努める

(7) 体験の機会の場の認定 (p17)

新法で規定されている「体験の機会の場」認定制度の適切な運用により、環境保全の意欲の増進を図る

(8) 国際的な視点での取組 (p17)

県内の環境教育分野での国際的取組の促進する
IAEAとの協プロジェクトなど国際機関と連携した取組を分かりやすく情報発信する

◎ 環境創造センターが果たす役割

モニタリングデータや放射線、除染に係るデータ、県の環境回復状況など、放射能に係る情報の収集・発信
環境教育等の推進と各主体との連携に役立つ情報の提供
教育・研修・交流の機能を担い、人材の育成、研修の充実に向けた取組を実施

4 環境教育等の取組状況の点検等 (p18)

環境教育等に関する各種施策について、毎年の取組状況を公表するとともに、環境審議会に報告する

※ _____は、見直しにより追加した事項

※※ ()内の数字等は、資料4の福島県環境教育等行動計画(素案)のページ